

- ・ 研究が効率的に実施されたか
- ② 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
 - ・ 期待される厚生労働行政に対する貢献度等。
- ③ 評価の際には、専門学術雑誌への発表、学会での講演、発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。
- ④ 当該研究の主任研究者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究開発の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

4. 評価方法

- (1) 各研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。評価は、5段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。

各研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。

- (2) 評価の基準（評価段階、重み付け等）は、評価委員会において定める。

5. 評価結果の通知

(1) 事前評価

所管課等は、課題の採否結果を個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて評価結果の内容等を研究者に通知するものとする。

(2) 中間評価

所管課等は、研究継続の可否を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて研究計画の変更、研究費の増減、共同研究者の変更、研究の中止等の評価結果の内容を研究者に通知するものとする。

(3) 事後評価

所管課等は、評価結果を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。

6. 評価結果の公表等について

- (1) 以下の事項について、所管課等は、評価終了後の適切な時期に、刊行物、厚生労働省ホームページ等により公表するものとする。

- ① 研究採択課題、研究費の交付予定額や研究報告書の概要
- ② 事前評価委員会及び中間・事後評価委員会の委員の氏名

- (2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。

第2章 重点的資金による研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体

重点的資金による研究開発課題の事前評価、中間評価及び事後評価については、各研究事業等の所管課（国立試験研究機関又は法人に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における課題については当該国立試験研究機関又は法人）において実施する。

2. 評価の実施方法

評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点等から有効に実施されているか等について行う。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。また、大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価するとともに、評価の客観性および公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。

3. 評価結果の通知等

評価結果については、研究開発課題の研究実施者に通知するとともに、その概要について、個人情報・企業秘密や未発表の研究成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点に配慮しつつ、インターネット等を通じて公表する。また、国立試験研究機関に措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。

第3章 基盤的資金による研究開発課題の評価

1. 評価の実施主体及び実施方法

基盤的資金による研究開発課題の事前評価、中間評価及び事後評価は、研究開発機関の長において、研究開発機関の目的等に照らして、重点的資金による研究開発課題の評価方法を参考としつつ、評価方法を適切に選定し、実施するものであり、必ずしも外部評価を求めるものではない。その際、例えば論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間における評価等を活用するとともに、必要に応じて、研究開発機関の評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法で実施する。

2. 評価結果の活用等

評価結果は、必要に応じて、研究開発機関の評価に活用し、経常的な研究開発活動全体の改善に資するよう配慮する。

研究開発機関の長は、基盤的資金による研究開発課題の評価結果の内容を所管課に提出するものとする。

第4編 研究開発機関の評価の実施方法

1. 総括的事項

- (1) 研究開発機関は、各研究開発機関における科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を定期的を実施する。
- (2) 各研究開発機関は、その設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から、当該研究開発機関の活動について評価を行う。

2. 評価方法

- (1) 評価の客観性及び公平性を確保するため、外部評価又は第三者評価を行う。
研究開発機関に評価委員会を置く場合は、概ね10名程度の当該研究開発機関に所属していない専門家（国立医療機関等研究機関にあっては、当該研究機関又は当該研究機関が置かれている施設等機関のいずれにも所属していない専門家）等より構成するものとする。
- (2) 研究開発機関の長は、当該研究開発機関全体の評価が3年に1回を目安として定期的に行われるよう評価実施計画を策定する。
- (3) 研究開発機関の各部等は、評価実施計画に基づいて、当該部等の活動の現状、体制、将来の計画等について報告書を作成し、研究開発機関の長に提出する。
- (4) 研究開発機関の長は、各部等からの報告書を取りまとめ、評価委員会に提出する。
- (5) 評価委員会は、研究開発機関との討議等を行い、総合的見地から評価を実施し、運営全般についての評価報告書を作成する。
- (6) 評価委員会は、評価報告書を研究開発機関の長に提出する。
- (7) 研究開発機関の長（国立医療機関等研究機関にあっては、当該研究機関の長及び当該研究機関が置かれている施設等機関の長。4(1)を除き、以下同じ。）は、評価委員会から評価報告書の提出を受けた場合において、当該研究報告書に当該研究開発機関の運営の改善に係る指摘事項が記載されているときは、当該指摘事項について検討を行い、対処方針を作成する。
- (8) 各研究開発機関の長は、評価報告書（(7)により対処方針を作成した場合にあっては、評価報告書及び対処方針。5.及び6.において同じ。）に基づき、その運営の改善等に努めなければならない。

3. 評価事項

研究開発機関の評価事項は、原則として以下の事項とし、各研究開発機関の研究

目的・目標に即して評価事項を選定する。また、評価業務の重複とならないよう、評価に当たり、研究開発課題等の評価の結果を活用する。

- ① 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果（これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。）
- ② 研究開発分野・課題の選定（厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。）
- ③ 研究資金等の研究開発資源の配分
- ④ 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制
- ⑤ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流
- ⑥ 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
- ⑦ 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- ⑧ 倫理規定、倫理審査会等の整備状況
- ⑨ その他

4. 評価の実施体制

(1) 評価委員会の委員の構成

評価委員会の委員は、以下の者とする。

当該研究開発機関に所属していない者（国立医療機関等研究機関にあっては、当該研究機関又は当該研究機関が置かれている施設等機関のいずれにも所属していない者）で、当該研究開発機関の行う研究分野の指導的研究者から、当該研究開発機関の長が選任する者。

ただし、必要に応じて研究開発機関の長は、以下の者を委員として選任することができるものとする。

- ① 当該研究開発機関の所掌する専門分野以外の分野の有識者
 - ② 研究開発機関所管課、または研究事業等の所管課に所属する者
- (2) 評価委員会の委員の任期等は研究開発機関ごとに定める。

5. 評価結果の通知等について

- (1) 研究開発機関の長は、当該研究開発機関の所管課を通じて評価報告書を厚生科学審議会に提出するものとする。
- (2) 厚生科学審議会は、評価報告書の報告書を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該評価報告書に関して意見を述べることができる。
- (3) 当該研究開発機関の所管課は、厚生科学審議会が(2)により意見を述べたときは、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関に対し、その講ずるべき措置を指示するとともに、必要な支援に努めるものとする。
- (4) 当該研究開発機関の長は、厚生科学審議会が(2)により意見を述べたときは、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関の運営の改善等の状況を厚生科学審議会に

報告するものとする。

6. 評価結果の公表等について

(1) 各研究開発機関は、次に掲げる事項を当該研究開発機関のホームページ等により公表する。

- ① 評価報告書及び2(7)で定めた対処方針
- ② 厚生科学審議会が5(2)により意見を述べた場合にあっては、当該意見の内容及び5(4)により報告した当該研究開発機関の運営の改善等の状況

(2) 各研究開発機関の所管課は、所管している研究開発機関について、次に掲げる事項を厚生労働省ホームページ等により公表する。

- ① 当該研究開発機関における研究開発課題及び研究開発結果
 - ② 厚生科学審議会が5(2)により意見を述べた場合にあっては、当該意見の内容
 - ③ 5(3)により当該研究開発機関に指示した場合にあっては、当該指示の内容
 - ④ 5(4)の報告を受けた当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- (3) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究開発成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。

7. 事前の自主点検の実施等

各研究開発機関は、すでに所内に設置されている評価委員会等を活用し、当該研究開発機関の研究開発活動について定期的な自主点検の実施に努めるものとする。

8. その他

研究開発機関と一体化している病院で実施されている臨床研究についても、本指針に基づき評価を行うことが望ましい。

第5編 研究者の業績の評価

研究者の業績評価については、研究開発機関の長が、機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のための仕組みを整備して、実施する。その際、研究者には多様な役割や能力、適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、厚生労働行政への貢献、研究開発の企画・管理、評価活動その他の関連する活動等に着目し、量よりも質を評価する。また、人材養成機関としての機能を併せ持つ等の場合は、人材養成その他の面についても評価できるように配慮する。

(別紙)

本指針にいう研究開発機関

- 1 国立試験研究機関
 - (1) 国立医薬品食品衛生研究所
 - (2) 国立保健医療科学院
 - (3) 国立社会保障・人口問題研究所
 - (4) 国立感染症研究所

- 2 国立高度専門医療センターと一体化した研究機関
 - (1) 国立がんセンター研究所
 - (2) 国立循環器病センター研究所
 - (3) 国立精神・神経センター神経研究所
 - (4) 国立精神・神経センター精神保健研究所
 - (5) 国立国際医療センター研究所
 - (6) 国立成育医療センター研究所

- 3 国立療養所と一体化した研究機関
国立療養所中部病院長寿医療研究センター

- 4 施設等機関（国立医療機関を除く。）と一体化した研究機関
国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所